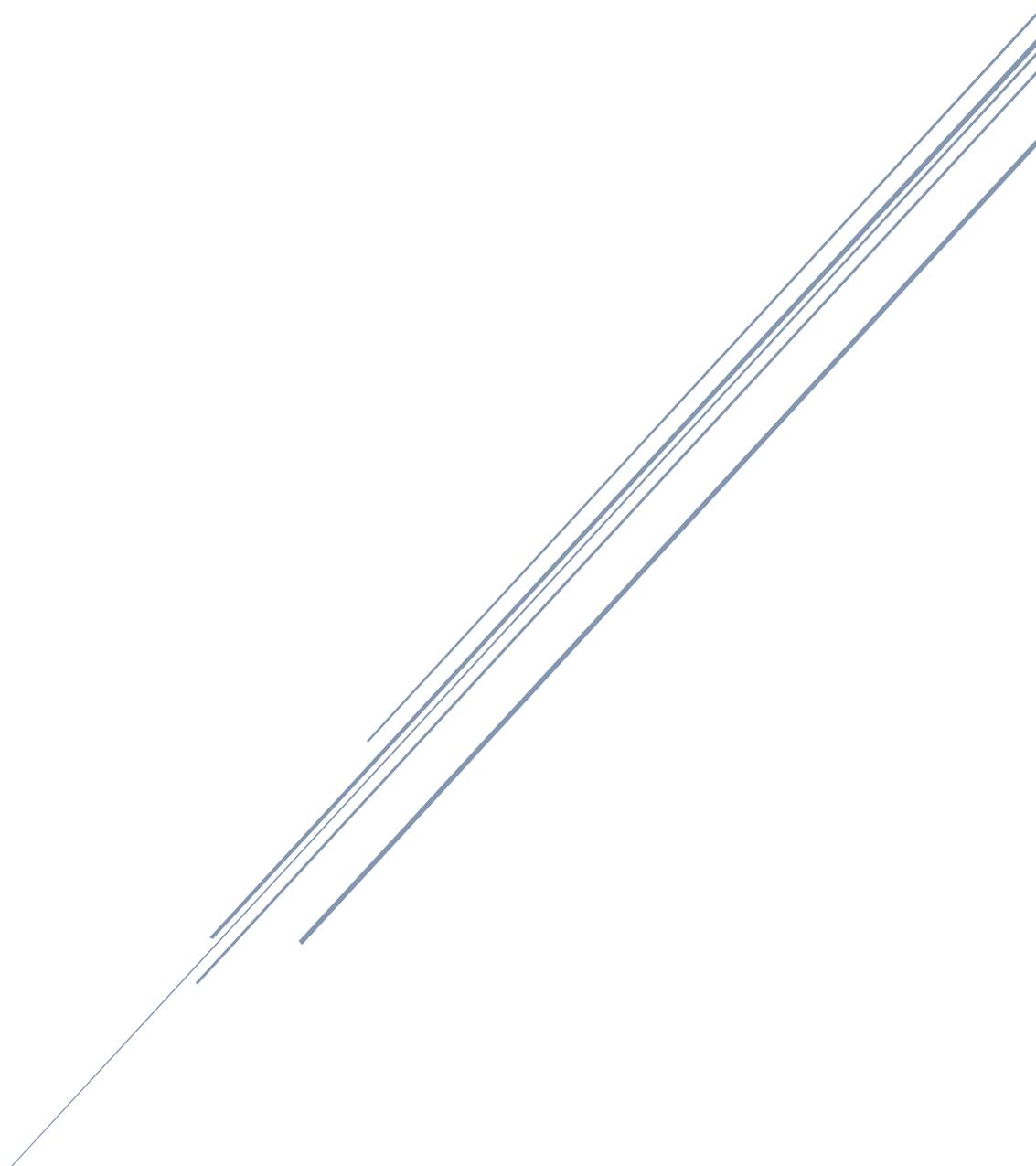


福生市行政改革大綱(第7次)

(案)

(令和2年度～令和11年度)



目次

1	福生市における行政改革の目的と考え方について.....	1
	(1) 行政改革の目的.....	1
	(2) 行政改革の定義.....	1
	(3) 第7次行政改革大綱の位置付けと基本理念.....	1
	(4) 第6次行政改革大綱と第7次行政改革大綱の違いについて.....	2
2	これまでの行政改革の取組について.....	3
3	福生市の財政状況について.....	5
	(1) 普通会計における決算規模の推移.....	5
	(2) 歳入	6
	(3) 歳出（義務的経費と投資的経費等）	8
	(4) 実質収支と単年度収支等について.....	9
	(5) 財政指数	10
4	第6次行政改革大綱の総括について.....	14
	(1) 目標数値の達成状況について.....	14
	(2) 第6次行政改革大綱推進計画の進捗状況について.....	14
5	国の動向と福生市が直面する課題について.....	16
	(1) 国の動向について.....	16
	(2) 福生市が直面する課題について.....	16
6	第7次行政改革大綱について.....	17
	(1) 大綱の指標	17
	(2) 市民サービスの満足度.....	18
	(3) 取組の視点	18
	(4) 推進期間	19
7	第7次行政改革大綱の推進項目について.....	20
	(1) 効果・効率的な行財政運営を目指して.....	20
	(2) 既存の考え方からの脱却.....	21
	(3) 分かりやすい行政と市民との共創の推進.....	22
8	推進計画について.....	23
9	資料	24
	(1) 推進体制	24
	(2) 用語の解説	25
	(3) 条例・規定	27
	注) ※印の用語については25ページ目以降の「用語の解説」に掲載されています。	

1 福生市における行政改革の目的と考え方について

(1) 行政改革の目的

市民ニーズだけでなく、社会状況も大きく変化していく現代社会において、自治体は継続して市民が満足する行政サービスを提供する必要があります。すなわち、行政改革の目的は「行政サービスに対する市民満足度の向上」です。過去の行政改革大綱においても、この目的に沿って行政改革の取組を推進していますが、この目的は当面は変わるものではないため、引き続きこの目的に従って行政改革の取組を推進してまいります。

行政改革の目的

行政サービスに対する市民満足度の向上

(2) 行政改革の定義

これまで福生市では様々な行政改革の取組を進めていますが、市民満足度を高め、時代に応じて変化する課題に柔軟に対応していくため、第7次福生市行政改革大綱における行政改革の定義を次のとおり定めます。

行政改革の定義

市民ニーズを的確に把握し、必要なサービスを最少の経費で最大の効果をもって提供するため、現行の施策、組織、制度、運営等、行政の全般にわたって常に改善し進展させること。

(3) 第7次行政改革大綱の位置付けと基本理念

行政改革の取組は多様な分野にわたり、市の様々な部署や市民と推進していくものです。そのため、行政改革大綱の位置付けを明確にし、職員及び関係者で共有すべき基本理念が必要となります。

そこで、第7次行政改革大綱の位置付けを、「基本構想や総合計画に掲げる都市像や基本理念の実現を行財政運営の側面から支えるための考え方、在り方」とします。

また、行政改革は時代に応じて変化する課題に柔軟に対応しつつ、福生市を次世代に引継いでいくための取組であることから、第7次行政改革大綱の基本理念は、「次世代につながる行政改革」と設定します。

基本理念

次世代につながる行政改革

(4) 第6次行政改革大綱と第7次行政改革大綱の違いについて

国の「集中改革プラン^{※1}」に基づく職員数の削減等の手段として策定された第4次行政改革大綱からの流れを受け、第6次行政改革大綱では抑制に関する目標設定を続けてきました。しかし、地方分権一括法等による国や東京都からの権限移譲に起因する業務負担増や、新たな制度への対応、国からの要請への対応等により、削減抑制の手段としての行政改革が馴染まない状況になりつつあります。

したがって、第7次行政改革大綱では、多様化する行政サービスに対する市民満足度の向上に向けて、「市民ニーズを的確に把握し、必要なサービスを最少の経費で最大の効果をもって提供するため、現行の施策、組織、制度、運営等、行政の全般にわたって常に改善していく」という行政改革の定義に基づき、行政サービスの質を高めるために共有する考え方として策定します。

2 これまでの行政改革の取組について

福生市は、これまで社会環境の変化に伴う新たな課題への対応や市民サービスの向上のために、行政改革を推進してきました。

福生市における行政改革の歩みは、昭和 60 年に議員及び市民の代表による「福生市行政改革審議会」と庁内組織の「福生市行政改革推進本部」が発足し検討を行い、昭和 62 年 3 月に「福生市行政改革大綱」を策定した頃から本格化します。

その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱が策定されましたが、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、各地方自治体の創意工夫と自己責任に基づく行政運営へと地方自治体を取り巻く環境は変わり、平成 13 年 3 月に策定した第 3 次行政改革大綱では、地方分権に対応できる地方自治体への変革に取り組んで参りました。

また、平成 17 年 3 月には、国より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されており、その中で、事務や事業の再編整理や定員管理の適正化等を含めた、いわゆる「集中改革プラン^{*1}」の策定が自治体に要請されました。これを受けて福生市では、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱を策定し、職員数 6 % 以上の削減等の目標数値を定めると同時に、民間の活力を活用した指定管理者制度の導入や、公立保育園の民営化を積極的に進めてまいりました。

平成 22 年 3 月には、第 5 次行政改革大綱を策定し、下水道使用料の見直し、学校支援地域組織事業の拡大、及びファミリーサポートセンターの設置等に取り組み、さらに平成 27 年 3 月には、第 6 次行政改革大綱を策定し、地方公会計制度の導入、下水道事業における公営企業会計の導入、及び行政評価の見直し等の取組を行いました。なお、第 6 次行政改革大綱の推進で取り組んだ主な内容は、次のとおりです。

表 第6次行政改革大綱にて推進した主な取組（推進計画より抜粋）

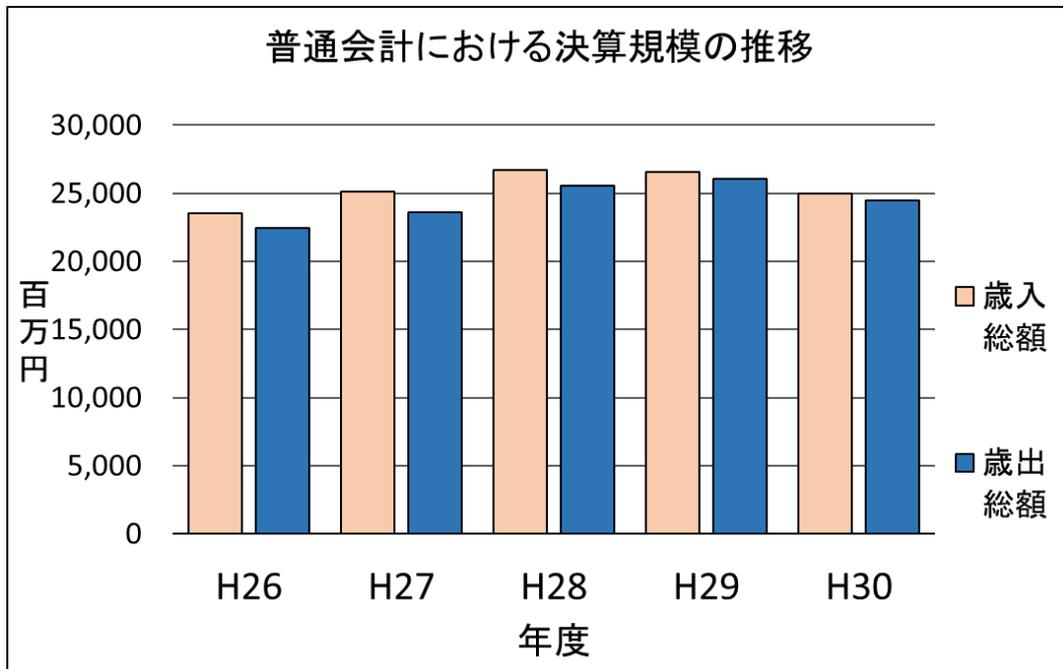
年度	推進項目	内容
H27	理事者と各部の情報交換の推進	福生市総合計画進行管理要綱を改正し、理事者との情報交換会の中で重点事務事業を選定する運用としました。
	公共施設等の計画的な更新と適正化	固定資産台帳の整備及び公共施設白書の策定を行いました。
H28	新公会計制度の導入	新財務会計システムを導入し、日々仕訳・複式簿記への対応を開始しました。
	公共施設等の計画的な更新と適正化	公共施設の「総量抑制」を主旨とした、公共施設等総合管理計画を策定しました。
	多様な担い手との連携強化	中学校の授業において、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、介護サポーターの活動場所の充実を図りました。
	まちの魅力に関する情報発信	福生市のPR動画とPRアニメを制作し、YouTubeやSNS等を活用した、プロモーションを行いました。
H29	新公会計制度の導入	事業別行政コスト計算書に加えて主な特定財源や担当課長の総括を記載した「決算説明書」を作成し、議会資料等に活用しました。
	財政状況の分析と公表	分かりやすい形で市民に公表するため、「福生市の財務諸表」を作成しました。
	アウトソーシングの推進	輝き市民サポートセンターの運営を福生市社会福祉協議会に委託しました。
	まちの魅力に関する情報発信	福生市職員が予算0円で制作した福生市のPR動画や、新たに制作した福生市のPRアニメを、YouTubeやSNS等における配信を通じて、プロモーションを行いました。
H30	行政課題の進行管理の徹底	行政評価の試行として、基本事業統括課長の1次評価と行政改革推進本部会議の2次評価を行い、改善を検討する基本事業を選定しました。
	新公会計制度の導入	事業別行政コスト計算書に経年比較を加えました。また、「福生市の財務書類の分析」を作成、分析を行いました。
	公共施設等の計画的な更新と適正化	下水道事業における公営企業会計の導入に向けて、例規整備や企業会計システム導入等の準備を行いました。
	経費の節減	平成30年10月から市内各施設の低圧電力のうち、効果の見込める一部の契約についてPPS（新電力）を導入しました。

3 福生市の財政状況について

第6次行政改革大綱の推進期間中においても、福生市の財政状況は変化し続けています。そこで、過去5年間の財政状況を把握するために必要な各数値を示します。なお、この資料の数値は総務省の決算統計における普通会計ベースでの数値を使用しています。

(1) 普通会計における決算規模の推移

平成26年度から平成30年度までの普通会計における決算規模の推移は、次のグラフのとおりで、各年度に実施される事業規模により決算値は上下しています。



(単位：百万円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
歳入総額	23,547	25,144	26,690	26,594	24,951
歳出総額	22,425	23,580	25,577	26,058	24,504
残額 (繰越額)	1,122	1,564	1,113	537	447

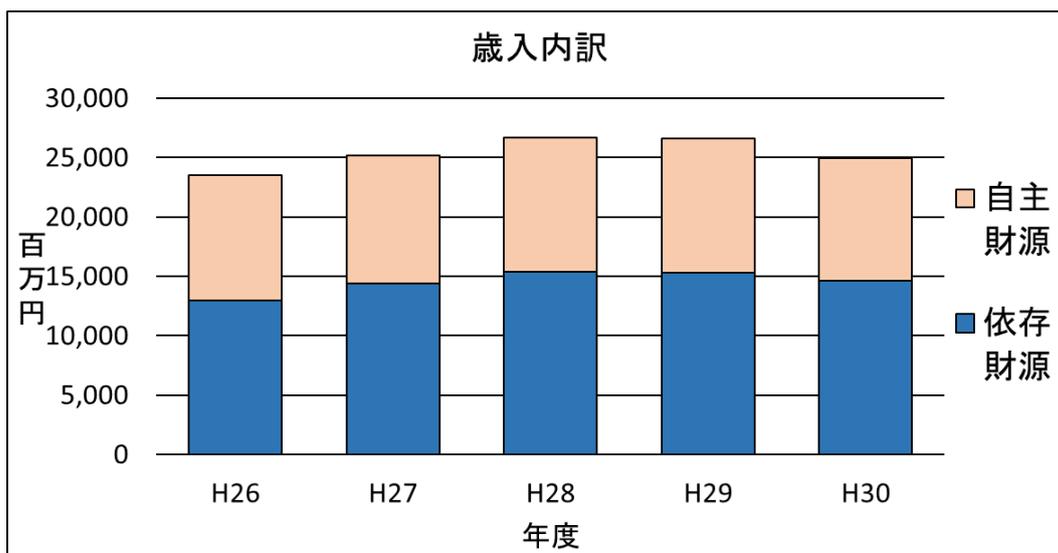
(2) 歳入

ア 自主財源、依存財源、及び自主財源比率について

自主財源とは、地方自治体の歳入のうち、自らの権限で収入し得る財源のことで、具体的には、地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のことを示します。

依存財源とは、国や都道府県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする地方自治体の収入のことで、自主財源以外の、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方交付税、地方消費税交付金等のことを示します。

自主財源比率とは、歳入総額に占める自主財源の比率です。福生市では、自主財源比率が低く、依存財源の方が高い状況が続いています。また、自主財源の割合が大きい方が、財政運営の自主性及び弾力性があるといえますので、福生市は自主財源比率が低く、国や東京都の支出金などに依存している状況です。



(単位：百万円)

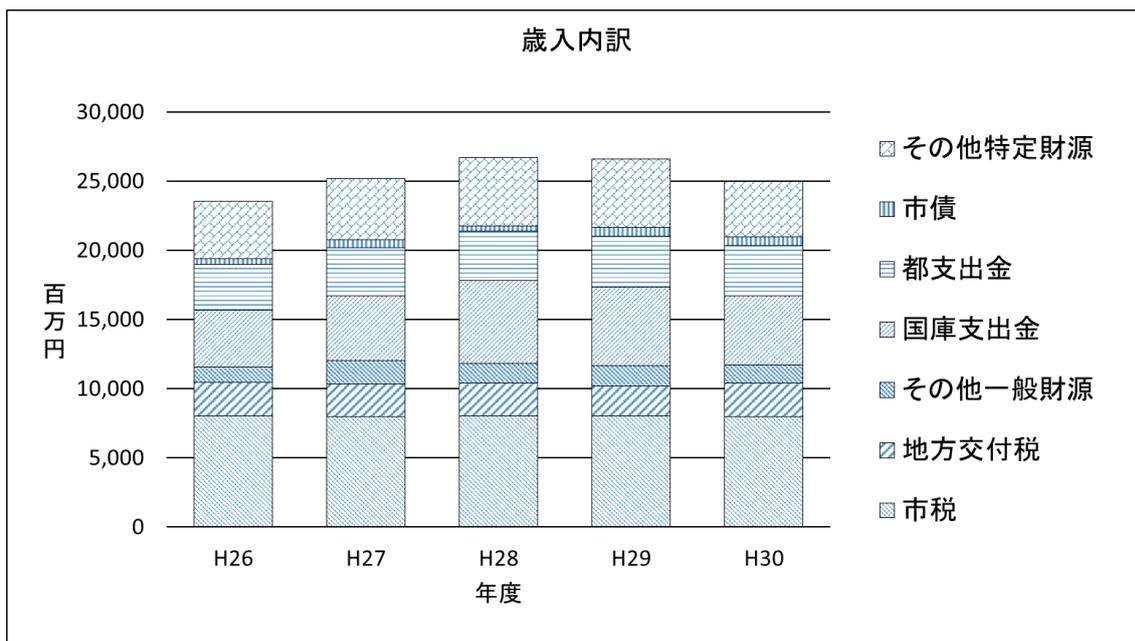
年度	H26	H27	H28	H29	H30
依存財源	12,952	14,401	15,383	15,270	14,595
自主財源	10,595	10,742	11,306	11,324	10,356

(単位：%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
自主財源比率	45.0	42.8	42.4	42.6	41.5

イ 一般財源と特定財源について

一般財源とは、使途が指定されずに、どのような経費にも使用できる収入で、市税、地方交付税、及び地方譲与税等のことです。また、特定財源とは、使途が指定され、目的以外に使用できない収入で国・都支出金等のことです。特定財源に比べ、一般財源の増減は幅が無く推移しています。

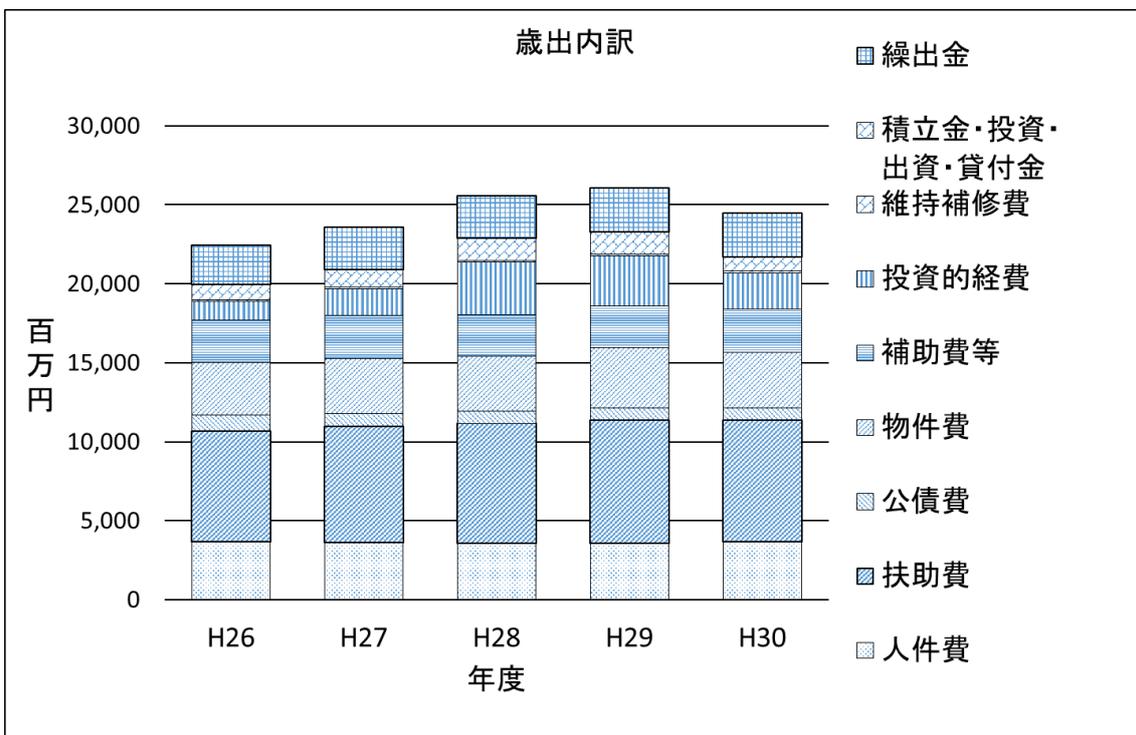


(単位：百万円)

財源分類	年度	H26	H27	H28	H29	H30
一般財源	市税	8,049	7,993	8,012	8,001	7,977
	地方交付税	2,409	2,321	2,359	2,186	2,423
	その他一般財源	1,102	1,686	1,431	1,492	1,301
	一般財源合計	11,560	12,000	11,802	11,679	11,701
特定財源	国庫支出金	4,105	4,718	6,002	5,649	4,994
	都支出金	3,319	3,469	3,588	3,686	3,638
	市債	400	588	373	616	616
	その他特定財源	4,163	4,368	4,925	4,964	4,002
	特定財源合計	11,987	13,143	14,888	14,915	13,250

(3) 歳出（義務的経費と投資的経費等）

義務的経費は、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられ、任意に削減することができない性質を持った歳出のことです。また、投資的経費は、建設的経費ともいい、支出効果が長期間にわたり資本形成に役立つ性質を持った歳出のことです。また、義務的経費及び投資的経費のどちらにも属さないその他経費には、具体的には、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金があります。近年では、もくせい会館や、防災食育センターの整備等による、投資的経費の高まりが見られます。

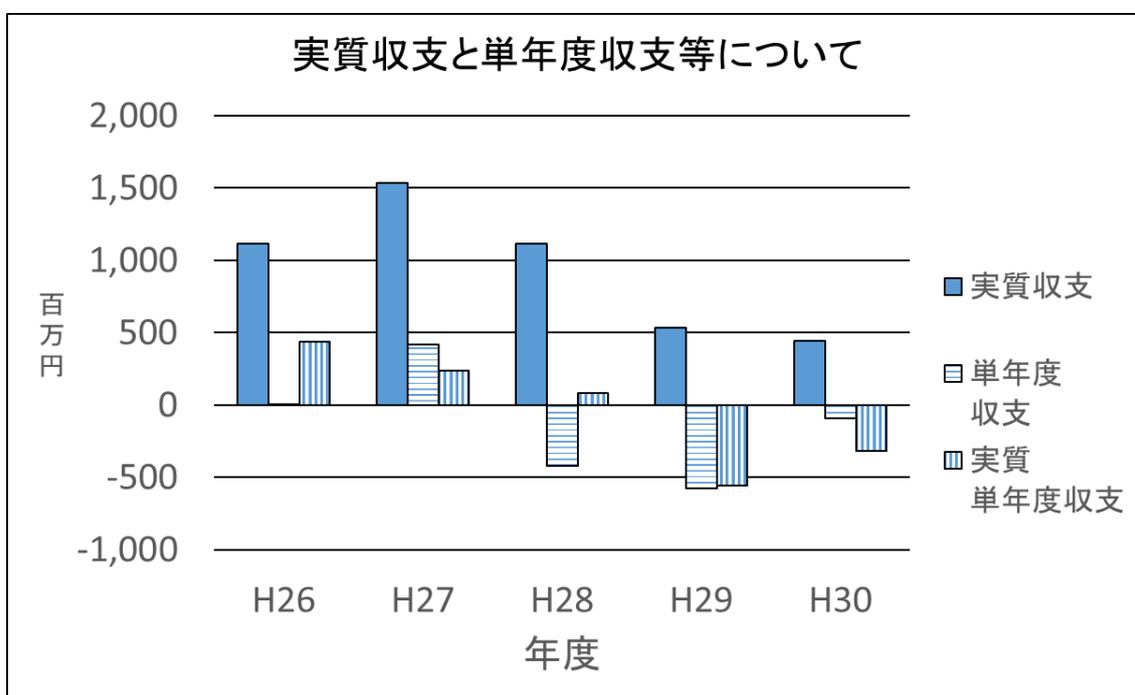


(単位：百万円)

経費分類	年度	H26	H27	H28	H29	H30
義務的経費	人件費	3,667	3,640	3,550	3,575	3,648
	扶助費	7,015	7,351	7,593	7,804	7,739
	公債費	1,013	811	795	779	763
投資的経費	投資的経費	1,193	1,707	3,350	3,193	2,298
その他経費	物件費	3,297	3,460	3,456	3,798	3,521
	補助費等	2,706	2,723	2,628	2,631	2,717
	維持補修費	82	104	118	113	145
	積立金・投資・出資・貸付金	1,008	1,080	1,394	1,403	870
	繰出金	2,444	2,705	2,693	2,760	2,800

(4) 実質収支と単年度収支等について

収入額から支出額と繰越すべき財源を引いた金額を実質収支と言い、当概年度と前年度の実質収支の差を示す金額を単年度収支と言い、さらには単年度収支から財政調整基金^{*2}積立金を加え、財政調整基金繰入金を引いた金額を実質単年度収支と言います。平成2年度以降は単年度収支が、平成29年度以降は実質単年度収支もマイナスとなっており、いわゆる赤字決算が続いている状況です。この状況は言い換えれば、前年度繰越金や財政調整基金の取崩しに頼っている状況であるため、福生市の経営状況が徐々に厳しくなっているとと言えます。



(単位：百万円)

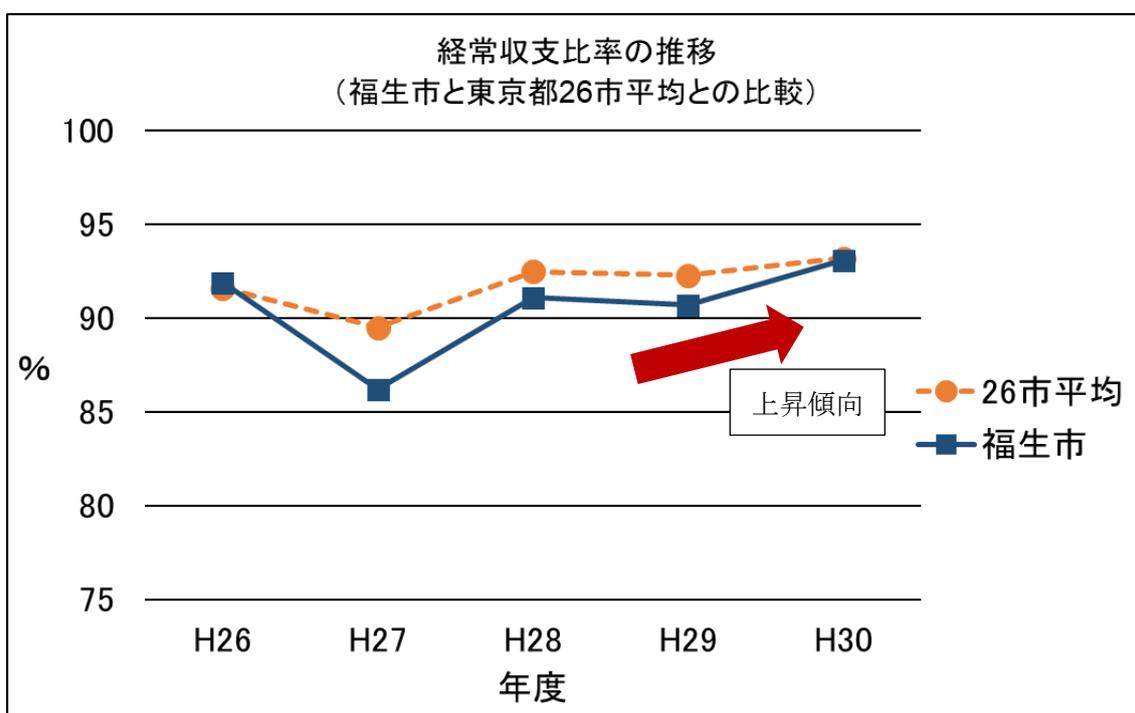
年度	H26	H27	H28	H29	H30
実質収支	1,117	1,536	1,112	537	443
単年度収支	4	419	△424	△576	△93
実質単年度収支	437	235	84	△558	△316

(5) 財政指数

ア 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や扶助費など毎年経常的に支出される経費（経常的経費）を、市税など毎年度経常的に収入される歳入（経常一般財源）でどれくらい賄えているかを示す比率です。一般には、80%以上の場合は財政の弾力性が低くなることを示しています。

福生市は東京都26市平均よりも数値は低いですが、平成29年度以降は上昇傾向であるため、財政状況の改善が必要です。



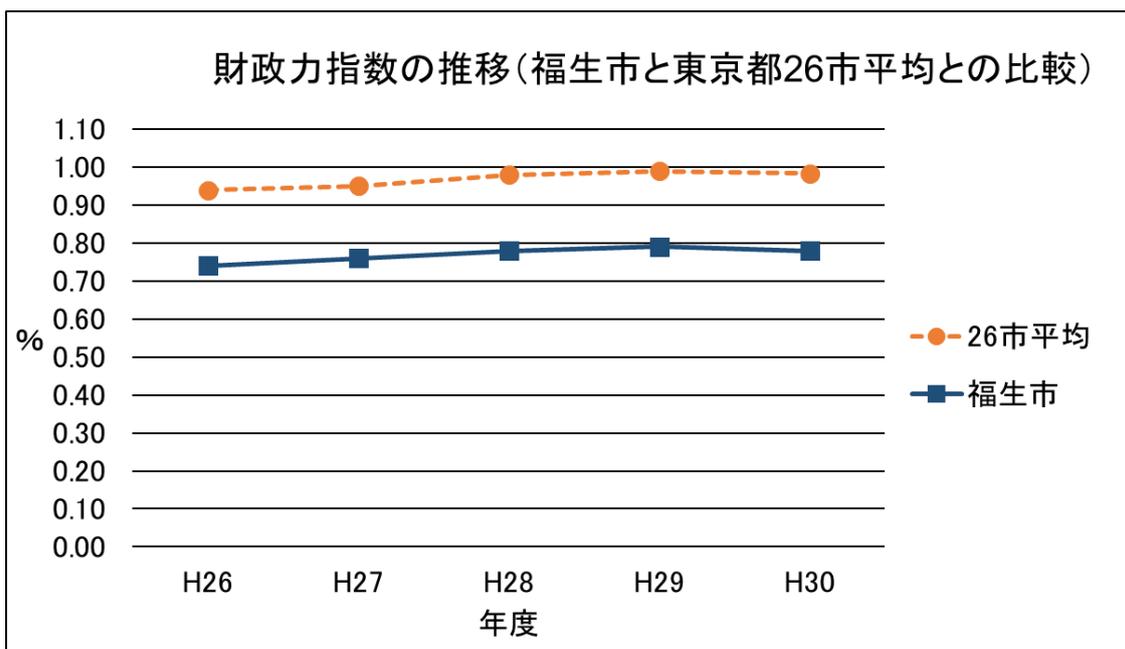
(単位：%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
福生市	91.9	86.2	91.1	90.7	93.1
26市平均	91.6	89.5	92.5	92.3	93.2

イ 財政力指数

財政力指数は、地方自治体の財政能力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の、過去3年間の平均値です。

この指数は、数字が大きくなるほど財源に余裕があるとされています。福生市は東京都26市平均よりも下回っており、財源に余裕は無い状況となっています。



(単位：%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
福生市	0.74	0.76	0.78	0.79	0.78
26市平均	0.94	0.95	0.98	0.99	0.98

ウ 公会計情報から得られる財務情報

福生市では平成 28 年度決算より地方公会計制度を導入し、これまでの単式簿記・現金主義に基づく官庁会計に加え、複式簿記による減価償却費などの現金を伴わない費用を含むフルコストの把握が可能となり、この財務情報を含めた財務諸表を作ることにより、決算の充実、財務状況の見える化、及びマネジメント強化を図ることが可能となりました。このことにより得られた財務情報について、いくつか紹介します。また、この財務情報は他市比較も可能であり、福生市が周辺自治体と比較してどのような状況であるのか確認が可能となります。

(ア) 将来負担比率と有形固定資産減価償却率

将来負担比率は、将来払わなければならない負債等が年収に対してどの程度なのかを表す指標です。また有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す指標で、値が上昇している場合は老朽化対策が先送りにされているか、既存施設を上手く活用して財政負担を減らしていることが考えられます。

なお、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて発生した有形固定資産減価償却率の減は、防災食育センター及びもくせい会館の新規建設によるところが大きいため、老朽化対策として今後の公共施設に関する諸問題を検討していく必要があります。

年度	有形固定資産減価償却率	将来負担比率
H28	62.7%	△57.6%
H29	60.1%	△65.0%

(イ) 維持補修費・有形固定資産比率と有形固定資産減価償却率

維持補修費・有形固定資産比率とは、償却資産全体に占める維持補修費の割合を示す指標で、維持補修費を有形固定資産の評価額で除した値です。この値と有形固定資産減価償却率を組み合わせることで、減価償却の進捗状況と修繕の大きさとの関係から、実質的な老朽化状況を確認することができます。

なお、維持補修費・有形固定資産比率について、平成28年度と平成29年度を比較すると、0.04%の減となっていますが、これは施設全体における維持補修費が減少しているということではなく、防災食育センター及びもくせい会館の新規建設による、有形固定資産の評価額が増加したことによるものなので、(ア)と同様のことが言えますが、老朽化対策として今後の公共施設に関する諸問題を検討していく必要があります。

年度	維持補修費	有形固定資産	土地等の非償却資産	維持補修費・有形固定資産比率	有形固定資産減価償却率
H28	122 百万円	241,129 百万円	220,690 百万円	0.59%	62.7%
H29	129 百万円	76,070 百万円	52,414 百万円	0.55%	60.1%

4 第6次行政改革大綱の総括について

(1) 目標数値の達成状況について

第6次行政改革大綱の推進における、達成指標として5年間の目標数値は、次の3点です。

- 総職員数 540人以内（正規職員、再任用職員、嘱託職員の合計）
- 人件費 37億2,000万円以内
- 経常収支比率 都内26市平均以下

この目標数値に関する、平成26年度から平成30年度までの5年間における達成状況は次のとおりです。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	達成状況
総職員数 (人)	528	555	567	578	594	未達成
人件費 (千円)	3,589,930	3,570,855	3,508,508	3,542,947	3,624,103	達成
経常収支比率 (26市平均)	91.9 (91.1)	86.2 (89.5)	91.1 (92.5)	90.7 (92.3)	93.1 (93.2)	達成

表 第6次行政改革大綱目標数値の推移

人件費と経常収支比率については、それぞれ目標数値を達成しておりますが、総職員数については目標達成できていない状況です。これは、地方分権一括法等による国や東京都からの権限移譲に起因する業務負担増や、新たな制度への対応、国からの要請への対応、行政サービスの充実、多様な市民ニーズへの対応を行ったこと等が原因です。

(2) 第6次行政改革大綱推進計画の進捗状況について

福生市では、大綱の策定とともに、改革の重点項目を着実に推進するために、推進項目の年次計画、具体的な目標などを提示した福生市行政改革大綱推進計画を策定しました。推進計画は、期間内に重点的に取り組むべき「重点事項」と、今後も継続して推進する「継続事項」とに分け、それぞれ進捗管理を実施、行政改革推進本部による評価を行いました。

第6次行政改革大綱推進計画の進捗状況については、平成30年度末時点では次のとおりです。

なお、本進捗状況は毎年度、行政改革推進委員会での報告やホームページに進捗状況を掲載しております。

表 平成30年度末時点での第6次行政改革大綱推進計画の進捗状況

【集計結果】

重点事項						継続事項		
進捗状況評価	個数	割合	実施状況評価	個数	割合	評価	個数	割合
a	17	77%	①	5	23%	◎	15	28%
b	5	23%	②	15	68%	○	36	68%
c	0	0%	③	2	9%	△	2	4%
d	0	0%	④	0	0%	計	53	100%
			再検討	0	0%			
計	22	100%	計	22	100%			

【評価方法】

重点事項	進捗状況評価 ※最終年度は5年分を評価	a	順調に進んでいる(100~80%)
		b	やや遅れが見られる(80%未満~50%)
		c	遅れが見られる(50%未満)
		d	未着手(0%)
	実施状況評価	①	完了
		②	継続中
		③	検討中
		④	未実施
	再検討	再検討を要する	
継続事項	◎	十分推進できた	
	○	推進できた	
	△	あまり推進できなかった	

重点事項については、進捗状況評価が、「a」の「順調に進んでいる」が77%で最も多く、実施状況評価は「①完了」「②継続中」合わせて91%となっておりまして、おおむね順調に進捗しております。

また、右側の継続事項の評価ですが、「◎」と「○」が合わせて96%ということで、重点事項同様におおむね順調に進捗しております。

以上のことから、第6次行政改革大綱の総括としては、大綱の指標達成状況や推進計画の進捗状況からも、おおむね行政改革の推進は図れていますが、新たな行政課題の解決に今後は注力していくことが必要であると考えます。

5 国の動向と福生市が直面する課題について

(1) 国の動向について

令和元年6月に、国は「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）」を閣議決定し、その中で「Society 5.0^{※3}」の社会の実現を掲げており、デジタル・ガバメント^{※4}による行政効率化や、スマートシティ^{※5}の実現等、新たな取組の方針が明記されました。

また、働き方改革、地方交付税に係るトップランナー方式の採用、民間活用に係るPPP^{※6}やPFI^{※7}の取組、公共施設マネジメントの取組、及び公共機能に関する広域利用の推進等、平成27年度の第6次福生市行政改革大綱の策定以降、様々な課題に関する国の動きが見受けられます。

(2) 福生市が直面する課題について

全国的に「少子高齢化」、「人口減少」が進むなかで、団塊の世代が後期高齢者となり「超高齢社会」へ突入する、いわゆる「2025年問題」や、就職氷河期に安定した雇用を得ることができなかった世代がそのまま高齢となり、85歳以上の人口も高齢人口の3割近くを占め、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えると言われる、いわゆる「2040年問題」が待ち構えていると言われ、福生市においても対応すべき課題として捉えられます。

また、こうした社会構造の変化、情報化社会の進展及び市民ニーズの多様化が進み、これらへの的確な対応が求められています。

その他、生産年齢人口の減少による、市財政における歳入歳出バランスの不均衡や、公共施設の老朽化への対応のほか、地方分権一括法等による地方への権限移譲が継続して実施されており、業務負担の増加への対応等が課題となっています。

6 第7次行政改革大綱について

(1) 大綱の指標

行政改革の推進は、大綱に基づく推進計画を作成し、指標を設定、計画の進捗管理を通じて、推進状況を把握、評価していきます。この推進計画とは別に、この大綱でも、財政の安定的な運営という側面から、行政改革の推進度合いを捉える指標を設定いたします。指標は、他市も公表しており比較が可能な数値を用います。

ア 経常収支比率東京都 26 市平均以下

経常収支比率は、第6次行政改革大綱でも目標数値とされた指標です。新たな行政需要の発生や経済変動に対処ができる弾力的な財政構造を維持していくため、その抑制に引き続き取り組むべきことから引き続き指標に設定します。

イ 普通会計に占める職員給の構成比率東京都 26 市平均以下

第6次行政改革大綱で設定した目標数値のうち、人件費については達成したものの、総職員数については権限委譲や新たな制度、様々な行政需要への対応が必要となったため、目標達成が図れませんでした。

そして今後も、市民ニーズの多様化、地方分権の動向の下、国や都からの様々な事務の権限委譲が進められることが予想され、さらに令和2年度から導入される会計年度任用職員制度^{*8}の導入等の影響を踏まえると、改めて「適正な職員数」としての数値の指標の設定は困難な状況にあります。

しかしながら、全国的な労働力不足も見込まれていることや、財政負担を考えると、限られた職員の力で行政機能を発揮できるよう努めていく必要があります。

そこで職員数ではなく、他市比較が可能である人件費の中の職員給の構成比率に着目し、効率的な行政運営が図られているかの一つの指標として設定します。

ウ 臨時的収入比率 現状値（平成 27 年度から平成 30 年度の平均値）以上

税収の伸び悩み等、厳しい財政状況の中、より良い市民サービスを提供するためには、自らの権限で収入し得る自主財源の確保もさることながら、補助金の活用等を通じた財源の確保についても一層努める必要があります。その取組を表す指標として、普通会計歳入合計に占める「臨時的収入[◆]」の割合である臨時的収入比率の直近4か年（平成27年度

から平成30年度まで)の福生市の平均値以上を指標として設定します。

また、自治体が行う事業の規模によっては、臨時的収入の大きな増減が発生するため、他市との経年比較を併せて行うなど、平準化された長期的視点での確認も行ってまいります。

- ◆臨時的収入：地方財政状況調査における普通会計歳入合計から経常的収入（都市計画税や法定外普通税及び法定外目的税を除く市税、経常的な特定財源となる国都支出金等）を差し引いた値のことで、福生市が設定する独自の指標です。

(2) 市民サービスの満足度

指標の設定とは別に、行政改革の目的が行政サービスに対する市民満足度の向上であるということを踏まえ、アンケート等を通じて現状値を把握し、行政改革大綱の見直しの際に活用いたします。

(3) 取組の視点

行政改革の取組はあらゆる部署において推進されますが、各部署の職員一人ひとりが、行政サービスに対する市民満足度の向上という目的と、大綱の基本理念について、常に意識をもって行動し、事業の改善や見直しに取り組む必要があります。そのため、第7次行政改革大綱では、職員が行動の中で持つべき3つの視点を設定し、視点ごとに推進する取組をまとめます。

ア 効果・効率的な行財政運営を目指して

昨今、ICT^{※9}、AI^{※10}、及びRPA^{※11}を各種業務に活用する取組が、政府、自治体及び民間事業者等により進められています。また、総務省は「Society 5.0^{※3}時代の地方」をキーワードとして、効果・効率的な自治体運営を目指す動きを推進しています。

福生市の行政改革においても、様々な社会経済情勢の変化に、高度化する技術を導入するなどして、効果、効率的な行財政運営を目指していくことを視点に据えます。

イ 既存の考え方からの脱却

人口減少化社会の進行や公共施設等の老朽化等に伴い、地方自治体の行財政運営に様々な影響が出てくることが考えられ、自治体はこれまで以上の財政負担が見込まれます。それを最小限にとどめるため、これまで福生市が取り組んでいない新しい手法の採用など、職員一人ひとりが思考停止に陥ることなく、考え方を改める不断の努力が重要であると考え、取組の視点として設定いたします。

7 第7次行政改革大綱の推進項目について

第7次行政改革大綱の推進項目は、設定した3つの視点を基に、次のとおり定めます。

表 第7次行政改革大綱の推進項目

視点	推進項目
効果・効率的な行財政運営を目指して	1 個別施設計画に基づく公共施設の計画的な更新と適正化
	2 自治体業務のICTやAI・RPAの活用による業務効率化
	3 各種補助金等の有効活用
	4 自主財源の確保とPDCAサイクルによる事業の精査
	5 組織と人材の質の向上
既存の考え方からの脱却	6 行政サービスの民間開放とアウトソーシングの推進
	7 税外収入の確保
	8 行政サービスの広域化
	9 業務スキームの見直し
分かりやすい行政と市民との共創の推進	10 地方公会計制度の活用と財務状況の分析・公表
	11 共創の仕組みづくりの促進
	12 共創による相互扶助の支援

(1) 効果・効率的な行財政運営を目指して

ア 個別施設計画に基づく公共施設の計画的な更新と適正化

国が令和2年度末までに策定を要請している個別施設計画では、各自治体の公共施設等について、計画的な保全や今後の方向性について明記するとされています。福生市では策定済みの公共施設等総合管理計画において、公共施設の延床面積について「総量抑制」を掲げていることから、いわゆる「公共施設マネジメント」について、効果・効率的な公共施設の適正な配置に関する取組を進めていきます。また、計画的な保守、維持管理を推進します。

イ 自治体業務のICTやAI・RPAの活用による業務効率化

人口構造の変化による就労人口の減少に伴い、職員の人材確保が厳しい状況になることが予測される一方で、行政は質の高いサービスの提供を継続していく必要があります。そこで、ICT^{※9}、AI^{※10}、及びRPA^{※11} ツールといった先端技術を採用することにより、業務効率化を実現し行政サービスの提供が持続可能な環境を形成していきます。

ウ 各種補助金等の有効活用

福生市の新規事業を含む、様々な取組において、国や東京都等の補助金を積極的に活用し、財源を確保した上で実施することで、市の財政負担の軽減や、限られた財源を他の事業に振り向けることが可能となることから、全庁的な取組として補助金等の確保に努め、大綱の指標としても設定します。

エ 自主財源の確保とPDCAサイクルによる事業の精査

引き続き、税収入等の自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源を効果・効率的に配分するため、既存事業の見直しや事業改善に関する全庁的な取組として、行政評価や総合計画等におけるPDCAサイクルの循環を通じて、既存事業の精査や見直しを行い、大綱の指標である「経常収支比率」の抑制に向けて、支出の抑制や事業改善につなげます。

オ 組織と人材の質の向上

社会状況や時代の変化により、今後も多くの行政課題の解決に取り組む必要がありますが、組織として取組の方向性が一致していないと、福生市全体の課題解決力低下につながるおそれがあります。また、若手職員の発想とベテラン職員のノウハウを上手く融合させることで、今後の政策立案や行政サービスに良い効果を及ぼすことが期待されます。

そこで、短期的・長期的、それぞれの視点に基づいた組織構成の検討や、職員の能力を発揮しやすい職場環境づくり、職員の能力向上に関する取組を行い、組織の質向上に取り組めます。

(2) 既存の考え方からの脱却

ア 行政サービスの民間開放とアウトソーシングの推進

現在では、行政サービスの担い手は自治体だけでなく、指定管理者制度やPPP^{※6}やPFI^{※7}制度の普及に伴い、民間事業者が担う機会が多くなりました。また、民間事業者の優れたノウハウ等の活用により、行政サービスの質の向上が期待でき、福生市でも指定管理者制度の導入等

によりサービス向上が図られています。

更なる民間活力の積極的活用を進めるために、公共と民間の連携に関する新たなスキームの検討・導入や、既に導入されている指定管理者制度の改善に取り組みます。

イ 税外収入の確保

「公共施設マネジメント」の取組として、公共施設の適正配置という視点だけでなく、公有財産の貸付けやネーミングライツ制度の運用等による、税外収入の確保に関する取組が全国で始まっています。福生市でもこうした公有財産の有効活用や公民連携事業の推進等、税外収入確保の取組について推進します。

ウ 行政サービスの広域化

国内において人口減少が進む中、これまで単独の自治体で行ってきた行政サービスが、人口減少に伴う担い手や利用者の減少等により、その継続が今まで以上に困難になることが予測されます。

これまでも自治体間の広域連携の取組はありました。そこで、これまでの取組を更に進め、必要であれば、複数の自治体で同じ行政サービスを共有し効率化を図ることで、行政サービスの継続に向けた取組を推進します。

エ 業務スキームの見直し

国や都からの地方分権による権限移譲や新たな行政課題に対応するため、自治体の業務量は今後も増加が予測されます。そのため、従来の業務スキームを維持しただけでは、組織としての許容業務量を超えてしまい、その結果として超過勤務による人件費の増大や、職員のワークライフ・バランスにも支障を来すこととなります。

そこで、規模の大小を問わず、現在の業務スキームを見直し実践することや、職員の働き方改革等を通じて、業務環境の改善や人件費の抑制を図ります。

(3) 分かりやすい行政と市民との共創の推進

ア 地方公会計制度の活用と財務状況の分析と公表

福生市では他自治体に先駆けて、平成 28 年度から地方公会計制度を導入しました。これにより、財政の見える化、財務分析の実施、減価償却費等のフルコストの把握等が可能となり、市民への説明等に活用が始まりました。今後は、地方公会計制度で得られるデータを基に、財務状

況の分析や改善、公共施設の計画的な更新等も踏まえた財政計画の立案等、地方公会計制度の活用に向けた取組を更に推進していきます。

イ 共創の仕組みづくりの促進

市民との共創を実現させるためには、多様な担い手と連携し、相互の知恵とノウハウを生かした取組とすることが重要です。市民との共創事業においては、市民と行政の知恵を出し合い、行政サービスの改善等に結び付けられるように取り組んでいきます。

ウ 共創による相互扶助の支援

住民の福祉の向上においては、行政だけでなく、市民・住民組織が担い手となって提供される仕組みも大切です。一方で、将来の人口構造の変化や高齢化により相互扶助の担い手が減り、これに伴い生活を支える機能の低下や、災害時対応力の低下が予測されます。

そこで、行政は、市民と対話をしながら課題を共有、知恵を出し合いながら、住民同士の相互扶助について持続可能となるよう、支援します。

8 推進計画について

行政改革の目標を達成するために、推進項目の年次計画や具体的な目標などを提示した推進計画を作成します。なお、今後の社会情勢や、国や都の動向などにより、推進計画策定時の意義・意図・方向・目標等が変化することなどが考えられますので、修正や変更も視野に入れて、推進計画を見直していきます。

また、推進計画の進捗状況は、行政改革推進委員会へ報告し、御意見等を頂きながら着実な推進を図ると同時に、毎年ホームページ等で公表します。

(1) 推進体制

行政改革大綱及び推進計画は、市長を本部長とする「福生市行政改革推進本部」が進行管理を担い、全職員が一丸となって推進します。

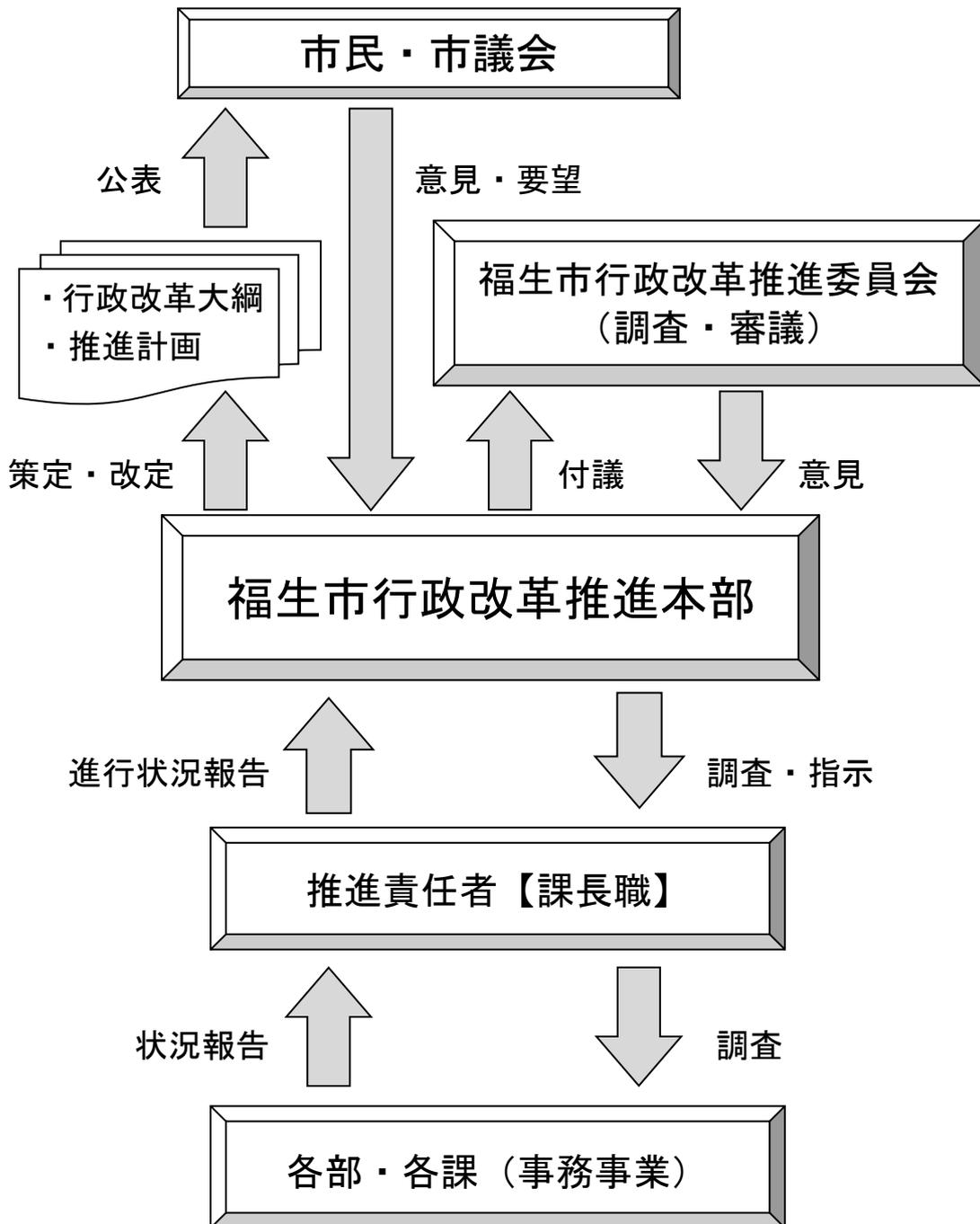


図 行政改革大綱及び行政改革大綱推進計画における推進の仕組み

(2) 用語の解説

※1 集中改革プラン

平成17年3月29日付で総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、平成17年度から平成21年度までに、地方公共団体が行政改革の具体的な取組を集中的に実施するために、策定が要請された計画のことです。福生市では第4次行政改革大綱が集中改革プランに該当します。

※2 財政調整基金

家計でいうと、金融機関への預金に相当するもので、特定の目的に使用するために積み立てる特定目的基金とは異なり、歳入が不足する場合に、取崩しをして財源補てんをするためのもので、一般財源として取り扱われます。

※3 Society 5.0

国が考える、目指すべき未来社会の姿の総称であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新しい社会として国が提唱しています。

※4 デジタル・ガバメント

国民及び事業者の利便性向上に重点を置き、行政分野へのICT^{※9}活用や付随する業務等の見直しにより実現する電子政府のことです。

※5 スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT^{※9}等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市、又は地区のことです。

※6 PPP

Public Private Partnershipの略、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のことです。

※7 PFI

Private Finance Initiativeの略、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。

※8 会計年度任用職員制度

令和2年4月1日から導入される新しい職員の任用制度のことで、福生市においては、現在の嘱託員及びパートタイマーが、パートタイム会計年度任用職員（一般職）へ移行となります。これに伴い、任用、服務規律等の整備が図られ、期末手当の支給が可能となる等、従来とは異なる任用制度となります。

※9 ICT

I n f o r m a t i o n a n d C o m m u n i c a t i o n
T e c h n o l o g yの略、情報通信技術のことです。

※10 AI

A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c eの略語、人工知能のことです。

※11 RPA

R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o nの略語であり、業務の自動化のことです。

(3) 条例・規定

福生市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、福生市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、福生市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 市民の代表 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成13年5月23日条例第24号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

福生市行政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 福生市の行政改革の推進を図るため、福生市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。
- 3 本部員は、議会事務局長、企画財政部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市建設部長、教育次長及び参事をもって充てる。
- 4 本部長は、本部の事務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長である副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(部会の設置)

第5条 本部長は、本部における行政改革大綱の策定に資するため、次の部会を置き、専門的事項に関する調査研究を分掌させることができる。

- (1) 第1部会
- (2) 第2部会

(部会の組織)

第6条 部会は、部会長、副部会長及び部員若干人をもって組織する。

- 2 部会長及び副部会長は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 部員は、前項の部会長及び副部会長以外の本部員並びに課長及び係長の職にある者のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、かつ、会議の議長となる。

(関係職員の出席等)

第8条 本部長又は部会長は、必要があると認めるときは、議事に関する職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部及び部会の庶務は、企画財政部行政管理課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部においては本部長が、部会においては部会長がそれぞれ定める。

附 則 (平成17年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第13号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

福生市行政改革大綱（第7次）（案）
発行 福生市 企画財政部行政管理課
〒197-8501
東京都福生市本町5番地
TEL 042-551-1511（代）
FAX 042-553-4451